

# 平成21年度事後評価書要旨

評価実施時期：平成 21年 8月

担当部局名：公害等調整委員会事務局総務課

施策名	政策体系上の位置付け											
1 公害紛争の処理	1 公害紛争の処理											
<p><b>施策の概要</b></p> <p>公害等調整委員会は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、あつせん、調停、仲裁及び裁定を行っている。また、公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会（公害審査会を設置しない都道府県にあっては都道府県知事。以下「審査会等」という。）が設置され、公害紛争処理法により定められている管轄に従い、それぞれ独立して公害紛争の処理に当たっているところであるが、公害等調整委員会は、公害紛争処理法を所管する立場から、制度全体の円滑な運営のために公害審査会等との連携を図っている。さらに、公害紛争処理法において地方公共団体の責務とされている公害苦情の処理について、指導等を行っている。</p>												
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>測定指標の状況から、公害等調整委員会の係属案件について、迅速かつ適正な処理が行われており、また、専門委員の専門的知見の活用や、新たな調査研究の実施等により多様化する公害紛争に対応した制度の運用が図られており、目標(1)（公正かつ中立な立場から公害紛争事件の適切な処理を図る）及び(2)（多様化・複雑化する公害紛争に対応した公害紛争処理制度の運用を行う）は達成されていると言える。また、審査会等の公害紛争の処理状況、地方公共団体の公害苦情の処理状況等から、国及び都道府県を通じた公害紛争処理制度全体の円滑な運営及び公害苦情処理の適切な処理が促進されており、目標(3)（国及び都道府県を通じた公害紛争処理制度全体の円滑な運営及び公害苦情の適切な処理の促進を図る）は達成されていると言える。</p> <p>以上より、平成20年度事後評価実施計画期間（平成20年4月1日から平成21年3月31日）の所掌事務の処理状況について見ると、目標は達成されており、成果が上がっていると考えられるため、これまでの取組を引き続き推進していくことが必要である。</p> <p>これに加え、実施計画策定時には想定していなかった(i)事件の顕著な増加傾向(ii)特に、因果関係証明が困難な事案の増加見込み(iii)海外機関からの交流依頼増加という新規事情が発生したことや、公害紛争処理制度を活用することが適切な公害が相当程度存在していると考えられることに対応すべく、①増加する事件を迅速かつ適切に処理するための調査費及び旅費拡充②因果関係証明のための職権による調査の積極的実施③我が国における公害紛争処理のノウハウ・実績等を諸外国に積極的に発信することによる環境分野での国際協力④地方公共団体、弁護士会、法テラス等との緊密な協力及び制度周知と言った措置が新たに必要である。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="351 929 1516 2045"> <thead> <tr> <th data-bbox="351 929 606 963">主な測定指標</th> <th data-bbox="606 929 1516 963">測定指標の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="351 963 606 1310">                     (1)・公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況                      ・公害紛争事件の処理の計画性及び期間                 </td> <td data-bbox="606 963 1516 1310">                     ・平成20年度に公害等調整委員会に係属した事件数は、新規に受け付けた12件（調停事件1件、責任裁定事件9件、義務履行勧告事件2件）に前年度から繰り越された14件を加えた計26件（調停事件2件、裁定事件22件、義務履行勧告事件2件）である。このうち8件（調停事件1件、裁定事件6件、義務履行勧告事件1件）が20年度中に終結し、残り18件は21年度に繰り越された。                      ・平成20年度に終結した事件（移送した医薬品研究施設大気汚染被害防止等調停申請事件を除く7件）の処理期間は約3か月から約2年9か月であり、それらの平均は約1年5か月であった。                      ・係属事件には、化学物質に関する事件や、廃棄物に関する事件など、多様な態様の公害事件が含まれている。                      ・事件の処理に当たっては、公害紛争処理制度の特長を活かし、現地調査の実施や専門委員の任命等により専門的知見を得て精力的に事件処理手続を進めた。また、計画審理などによる迅速かつ適正な処理が行われた。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 1310 606 1512">                     (2)・公害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況                      ・公害紛争の処理に係る新規調査研究の実施（実施件数）                 </td> <td data-bbox="606 1310 1516 1512">                     ・各国環境裁判・行政ADRに関する情報収集、解析調査の実施のため、「環境裁判・法執行に関するアジア太平洋地域会議について」と題する報告書を取りまとめ、目標値として設定していた1件を達成した。                      ・また、アジア地域における環境紛争に関する制度、執行状況及び実情の把握並びに我が国の制度等の情報提供の一環として、インドネシア共和国及びフィリピン共和国に審査官等を派遣し、講演、意見交換等を行った。両国やタイ王国、国連環境計画（UNEP）、アジア開発銀行（ADB）、アジア環境法遵守執行ネットワーク（AECEN）等各関係機関から、より緊密な情報交換とそれぞれの国の問題状況に即した協力を求められ                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 1512 606 1758">                     (3)・都道府県公害審査会等における公害紛争処理事件の処理状況                      ・公害紛争の処理に係る会議等の開催状況                 </td> <td data-bbox="606 1512 1516 1758">                     ・平成20年度に審査会等に係属した事件数は、新規に受け付けた事件37件（調停事件36件、義務履行勧告事件1件）に前年度から繰り越された調停事件47件を加えた計84件である。このうち39件が20年度中に終結（調停成立15件、調停打ち切り17件、調停申請取下げ7件）し、残り45件は21年度に繰り越された。                      ・終結した39件の事件のうち、約9割以上が2年以内に終結している。                      ・公害紛争処理制度の円滑な運用を図るため、審査会等の会長等を対象とした「公害紛争処理連絡協議会」（平成20年6月）や都道府県の公害紛争処理担当職員を対象とした「公害紛争処理関係ブロック会議」（平成20年10月～11月）を開催し、公害紛争処理に係る講演や情報・意見の交換等を実施した。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 1758 606 2045">                     (4)・地方公共団体における公害苦情の処理状況                      ・公害苦情処理に係る会議等の開催状況                      ・公害苦情相談研究会における参加者の理解度等（参考度、理解度）                 </td> <td data-bbox="606 1758 1516 2045">                     ・平成19年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口において取り扱われた公害苦情件数は、新規に受け付けた91,770件（前年度に比べて5,943件（6.1%）の減少）に前年度から繰り越された5,676件を加えた97,446件である。                      ・このうち、他の機関へ移送した苦情を除く、83,152件（処理件数の87.5%）が平成19年度に公害苦情相談窓口で直接処理された。また、典型7公害の直接処理件数（59,328件）のうち、78.5%（46,553件）が苦情申立てから1か月以内に処理されたが、2.4%が処理に1年以上を要した。                      ・公害苦情相談研究会の内容が参加者にとって有益なものであったか等を把握するため、参加者に対してアンケートを実施した。目標値を参考度、理解度それぞれ80%と設定していたところ、参考度は回答のあった者の100%、理解度は同96%となり、設定した目標を達成できた。                 </td> </tr> </tbody> </table>		主な測定指標	測定指標の状況	(1)・公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況 ・公害紛争事件の処理の計画性及び期間	・平成20年度に公害等調整委員会に係属した事件数は、新規に受け付けた12件（調停事件1件、責任裁定事件9件、義務履行勧告事件2件）に前年度から繰り越された14件を加えた計26件（調停事件2件、裁定事件22件、義務履行勧告事件2件）である。このうち8件（調停事件1件、裁定事件6件、義務履行勧告事件1件）が20年度中に終結し、残り18件は21年度に繰り越された。 ・平成20年度に終結した事件（移送した医薬品研究施設大気汚染被害防止等調停申請事件を除く7件）の処理期間は約3か月から約2年9か月であり、それらの平均は約1年5か月であった。 ・係属事件には、化学物質に関する事件や、廃棄物に関する事件など、多様な態様の公害事件が含まれている。 ・事件の処理に当たっては、公害紛争処理制度の特長を活かし、現地調査の実施や専門委員の任命等により専門的知見を得て精力的に事件処理手続を進めた。また、計画審理などによる迅速かつ適正な処理が行われた。	(2)・公害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況 ・公害紛争の処理に係る新規調査研究の実施（実施件数）	・各国環境裁判・行政ADRに関する情報収集、解析調査の実施のため、「環境裁判・法執行に関するアジア太平洋地域会議について」と題する報告書を取りまとめ、目標値として設定していた1件を達成した。 ・また、アジア地域における環境紛争に関する制度、執行状況及び実情の把握並びに我が国の制度等の情報提供の一環として、インドネシア共和国及びフィリピン共和国に審査官等を派遣し、講演、意見交換等を行った。両国やタイ王国、国連環境計画（UNEP）、アジア開発銀行（ADB）、アジア環境法遵守執行ネットワーク（AECEN）等各関係機関から、より緊密な情報交換とそれぞれの国の問題状況に即した協力を求められ	(3)・都道府県公害審査会等における公害紛争処理事件の処理状況 ・公害紛争の処理に係る会議等の開催状況	・平成20年度に審査会等に係属した事件数は、新規に受け付けた事件37件（調停事件36件、義務履行勧告事件1件）に前年度から繰り越された調停事件47件を加えた計84件である。このうち39件が20年度中に終結（調停成立15件、調停打ち切り17件、調停申請取下げ7件）し、残り45件は21年度に繰り越された。 ・終結した39件の事件のうち、約9割以上が2年以内に終結している。 ・公害紛争処理制度の円滑な運用を図るため、審査会等の会長等を対象とした「公害紛争処理連絡協議会」（平成20年6月）や都道府県の公害紛争処理担当職員を対象とした「公害紛争処理関係ブロック会議」（平成20年10月～11月）を開催し、公害紛争処理に係る講演や情報・意見の交換等を実施した。	(4)・地方公共団体における公害苦情の処理状況 ・公害苦情処理に係る会議等の開催状況 ・公害苦情相談研究会における参加者の理解度等（参考度、理解度）	・平成19年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口において取り扱われた公害苦情件数は、新規に受け付けた91,770件（前年度に比べて5,943件（6.1%）の減少）に前年度から繰り越された5,676件を加えた97,446件である。 ・このうち、他の機関へ移送した苦情を除く、83,152件（処理件数の87.5%）が平成19年度に公害苦情相談窓口で直接処理された。また、典型7公害の直接処理件数（59,328件）のうち、78.5%（46,553件）が苦情申立てから1か月以内に処理されたが、2.4%が処理に1年以上を要した。 ・公害苦情相談研究会の内容が参加者にとって有益なものであったか等を把握するため、参加者に対してアンケートを実施した。目標値を参考度、理解度それぞれ80%と設定していたところ、参考度は回答のあった者の100%、理解度は同96%となり、設定した目標を達成できた。
主な測定指標	測定指標の状況											
(1)・公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況 ・公害紛争事件の処理の計画性及び期間	・平成20年度に公害等調整委員会に係属した事件数は、新規に受け付けた12件（調停事件1件、責任裁定事件9件、義務履行勧告事件2件）に前年度から繰り越された14件を加えた計26件（調停事件2件、裁定事件22件、義務履行勧告事件2件）である。このうち8件（調停事件1件、裁定事件6件、義務履行勧告事件1件）が20年度中に終結し、残り18件は21年度に繰り越された。 ・平成20年度に終結した事件（移送した医薬品研究施設大気汚染被害防止等調停申請事件を除く7件）の処理期間は約3か月から約2年9か月であり、それらの平均は約1年5か月であった。 ・係属事件には、化学物質に関する事件や、廃棄物に関する事件など、多様な態様の公害事件が含まれている。 ・事件の処理に当たっては、公害紛争処理制度の特長を活かし、現地調査の実施や専門委員の任命等により専門的知見を得て精力的に事件処理手続を進めた。また、計画審理などによる迅速かつ適正な処理が行われた。											
(2)・公害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況 ・公害紛争の処理に係る新規調査研究の実施（実施件数）	・各国環境裁判・行政ADRに関する情報収集、解析調査の実施のため、「環境裁判・法執行に関するアジア太平洋地域会議について」と題する報告書を取りまとめ、目標値として設定していた1件を達成した。 ・また、アジア地域における環境紛争に関する制度、執行状況及び実情の把握並びに我が国の制度等の情報提供の一環として、インドネシア共和国及びフィリピン共和国に審査官等を派遣し、講演、意見交換等を行った。両国やタイ王国、国連環境計画（UNEP）、アジア開発銀行（ADB）、アジア環境法遵守執行ネットワーク（AECEN）等各関係機関から、より緊密な情報交換とそれぞれの国の問題状況に即した協力を求められ											
(3)・都道府県公害審査会等における公害紛争処理事件の処理状況 ・公害紛争の処理に係る会議等の開催状況	・平成20年度に審査会等に係属した事件数は、新規に受け付けた事件37件（調停事件36件、義務履行勧告事件1件）に前年度から繰り越された調停事件47件を加えた計84件である。このうち39件が20年度中に終結（調停成立15件、調停打ち切り17件、調停申請取下げ7件）し、残り45件は21年度に繰り越された。 ・終結した39件の事件のうち、約9割以上が2年以内に終結している。 ・公害紛争処理制度の円滑な運用を図るため、審査会等の会長等を対象とした「公害紛争処理連絡協議会」（平成20年6月）や都道府県の公害紛争処理担当職員を対象とした「公害紛争処理関係ブロック会議」（平成20年10月～11月）を開催し、公害紛争処理に係る講演や情報・意見の交換等を実施した。											
(4)・地方公共団体における公害苦情の処理状況 ・公害苦情処理に係る会議等の開催状況 ・公害苦情相談研究会における参加者の理解度等（参考度、理解度）	・平成19年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口において取り扱われた公害苦情件数は、新規に受け付けた91,770件（前年度に比べて5,943件（6.1%）の減少）に前年度から繰り越された5,676件を加えた97,446件である。 ・このうち、他の機関へ移送した苦情を除く、83,152件（処理件数の87.5%）が平成19年度に公害苦情相談窓口で直接処理された。また、典型7公害の直接処理件数（59,328件）のうち、78.5%（46,553件）が苦情申立てから1か月以内に処理されたが、2.4%が処理に1年以上を要した。 ・公害苦情相談研究会の内容が参加者にとって有益なものであったか等を把握するため、参加者に対してアンケートを実施した。目標値を参考度、理解度それぞれ80%と設定していたところ、参考度は回答のあった者の100%、理解度は同96%となり、設定した目標を達成できた。											

**【その他の取組】**

都道府県担当課に対し、ホームページ上の公害関係情報へのアクセスのしやすさ、掲載する情報、公害等調整委員会との連携について、改善の参考例を紹介するとともに、公害等調整委員会ホームページへのリンクを張ってもらう等を行った。

また、定員の削減要求、会議の統合、機関誌の発行部数の縮減、定期刊行物の購入の縮減、出張の効率化、タクシー代の縮減、電気代の節約の取組等を実施し、業務の効率化を図った。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

# 平成21年度事後評価書要旨

評価実施時期：平成 21年 8月

担当部局名：公害等調整委員会事務局総務課

<p>施策名</p>	<p>2 土地利用の調整</p>		<p>政策体系上の位置付け</p>								
<p>施策の概要</p>	<p>2 土地利用の調整</p> <p>公害等調整委員会は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定を行い、また、土地利用の複雑・多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、主務大臣に対する意見の申出等を行っている。</p>										
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>測定指標の状況から、公害等調整委員会では、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益との調整、土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保が図られており、いずれの目標も達成されていると言える。</p> <p>以上より、当該計画期間内に実施した所掌事務の処理状況について見ると、目標は達成されており、成果が上がっていると考えられるため、これまでの取組を引き続き推進していくことが必要である。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="359 660 1516 1164"> <thead> <tr> <th>主な測定指標</th> <th>測定指標の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間</td> <td>・平成20年度に公害等調整委員会に係属した鉱区禁止地域指定請求事件は1件であり、請求内容等の公示を行うとともに、経済産業大臣及び三重県知事に対して意見照会を行い、21年度に繰り越された。</td> </tr> <tr> <td>(2) ・鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況 ・不服裁定事件の処理の計画性及び期間</td> <td>・平成20年度に係属した不服の裁定事件は1件であり、処理期間約6か月で終結し、計画的審理に基づく迅速かつ適正な事件処理を行うことができたと言える。 ・処理状況を見ると、公正中立かつ専門的な第三者機関として、審理において事実関係を詳細に認定・判断した結果、裁定を行っており、適正な処理が行われたと言える。</td> </tr> <tr> <td>(3) 土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間</td> <td>・平成20年度に係属した土地収用法に基づく意見の申出等に関する事案は、新規受付事案15件、前年度から繰り越された11件を加えた計26件である。うち18件については、平成20年度中に集結し、その処理期間は平均約4か月であった。残り8件は21年度に繰り越された。 ・処理状況を見ると、審査請求人及び処分庁の各主張内容やその趣旨を論点ごとに詳細に吟味し、それらを主張の要旨としての的確に整理した上で、土地収用法等関係法令を参照して意見の申出等を行っており、公正中立な第三者機関として適切に処理したと言える。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【その他の取組】</b></p> <p>定員の削減要求、会議の統合、機関誌の発行部数の縮減、定期刊行物の購入の縮減、タクシー代の縮減、電気代の節約の取組等を実施し、業務の効率化を図った。</p>			主な測定指標	測定指標の状況	(1) 鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間	・平成20年度に公害等調整委員会に係属した鉱区禁止地域指定請求事件は1件であり、請求内容等の公示を行うとともに、経済産業大臣及び三重県知事に対して意見照会を行い、21年度に繰り越された。	(2) ・鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況 ・不服裁定事件の処理の計画性及び期間	・平成20年度に係属した不服の裁定事件は1件であり、処理期間約6か月で終結し、計画的審理に基づく迅速かつ適正な事件処理を行うことができたと言える。 ・処理状況を見ると、公正中立かつ専門的な第三者機関として、審理において事実関係を詳細に認定・判断した結果、裁定を行っており、適正な処理が行われたと言える。	(3) 土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間	・平成20年度に係属した土地収用法に基づく意見の申出等に関する事案は、新規受付事案15件、前年度から繰り越された11件を加えた計26件である。うち18件については、平成20年度中に集結し、その処理期間は平均約4か月であった。残り8件は21年度に繰り越された。 ・処理状況を見ると、審査請求人及び処分庁の各主張内容やその趣旨を論点ごとに詳細に吟味し、それらを主張の要旨としての的確に整理した上で、土地収用法等関係法令を参照して意見の申出等を行っており、公正中立な第三者機関として適切に処理したと言える。
主な測定指標	測定指標の状況										
(1) 鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間	・平成20年度に公害等調整委員会に係属した鉱区禁止地域指定請求事件は1件であり、請求内容等の公示を行うとともに、経済産業大臣及び三重県知事に対して意見照会を行い、21年度に繰り越された。										
(2) ・鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況 ・不服裁定事件の処理の計画性及び期間	・平成20年度に係属した不服の裁定事件は1件であり、処理期間約6か月で終結し、計画的審理に基づく迅速かつ適正な事件処理を行うことができたと言える。 ・処理状況を見ると、公正中立かつ専門的な第三者機関として、審理において事実関係を詳細に認定・判断した結果、裁定を行っており、適正な処理が行われたと言える。										
(3) 土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間	・平成20年度に係属した土地収用法に基づく意見の申出等に関する事案は、新規受付事案15件、前年度から繰り越された11件を加えた計26件である。うち18件については、平成20年度中に集結し、その処理期間は平均約4か月であった。残り8件は21年度に繰り越された。 ・処理状況を見ると、審査請求人及び処分庁の各主張内容やその趣旨を論点ごとに詳細に吟味し、それらを主張の要旨としての的確に整理した上で、土地収用法等関係法令を参照して意見の申出等を行っており、公正中立な第三者機関として適切に処理したと言える。										
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>								